

令和2年4月19日

関係者 各位

宇都宮花き地方卸売市場

開設者 株式会社宇都宮花き  
代表取締役青木一芳

### 新型コロナウイルス感染に関するガイドライン(第二報修正版)

令和2年4月16日に政府より「緊急事態宣言」が全国に向けて発出されました。令和2年3月18日付けのガイドライン(第一報)発信に続き、予防および感染者が出た場合の対処につきガイドライン(第二報修正版)を発信致します。宇都宮花き地方卸売市場の場内各位におかれましても下記の点に十分ご注意ください様お願い申し上げます。また栃木県知事より新たな方針および指示が発出された場合は引き続きお知らせ致します。

各位におかれましても**情報収集と自衛の策**をお取りいただきます様重ねてお願い申し上げます。

#### 1. 予防

- ①体温測定と記録(当面は各自)。
  - ②発熱など症状がある場合は所属長への連絡と本人自宅待機。
  - ③以下の場合には所属長への報告と保健所への連絡問い合わせ。
    - a. 37.5度以上の熱が4日以上続く場合。
    - b. 強いだるさや息苦しさがある場合。
    - c. 糖尿病、呼吸器疾患等持病のある方が37.5度以上の発熱やだるさが2日以上続く場合。
  - ④マスクの着用および対人間隔2メートルを目安。
  - ⑤各自の手洗いおよび共用部(ドアノブ、スイッチ、トイレ器具等)の清掃消毒。
  - ⑥密閉、密集、密接(三密)の状態を作らない。
- \* 注意点=換気の悪い密閉空間 近距離での会話 人混みの中 など。

#### 2. 感染が疑われる患者および濃厚接触者への対応。

- ①患者発生時は開設者および保健所への連絡。
- ②濃厚接触者の確定。
- ③濃厚接触者への対応。
  - a. 14日間の出勤停止および健康観察(報告)。
  - b. 保健所への連絡方法を患者に伝達。

\* 栃木県の電話相談窓口は **0570-052-092**

\* 宇都宮市の場合は「帰国者接触者相談センター(宇都宮市保健所保管予防課)」

**028-626-1114**又は厚生労働省コールセンター(0120-565-653)です。

#### 3. 感染者発生時の対応。

- ①保健所の判断で感染者の関係先を消毒します。
- ②緊急時は各社(各自)で消毒作業実施。

#### 4. 業務の継続

- ①濃厚接触者の出勤停止。
- ②日常業務の優先度合いにより人員配分。
- ③物流を遮断させない方法をあらかじめ構築しておく。

\*まず周囲の人(上司、開設者)に連絡を！

以上